

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、東北町財務規則（平成17年東北町規則第51号。以下「規則」という。）第115条の規定に基づき公告する。

令和8年8月17日

東北町長 長久保耕治

第1項 競争入札に付する事項

工 事 番 号	第8-1-54号
工 事 名	町道甲地・鶴ヶ崎線舗装更新工事
工 事 場 所	東北町 字往来ノ下 地内
工 事 種 類	舗装工事
工 事 概 要	舗装更新工事L＝260.0m、A＝1,800.0㎡
工 期	令和9年3月19日
予 定 価 格	事後公表とする。
入 札 月 日	令和8年9月2日 9時30分
受 付 月 日	令和8年9月2日 8時40分 ～ 9時00分
縦 覧 期 間	8月18日 ～ 9月1日
入札参加申込み	8月18日 ～ 9月1日 12時00分まで 入札に参加する場合は、期日までに必ず参加申込書（様式第9号）を提出して下さい。
質 疑 受 付 期 限	8月28日 12時00分 （時間厳守）

第2項 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

この公告に基づく工事の入札に参加できる業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。

入札参加形態	単体業者とする。
基 本 要 件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
	③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、青森県知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
	④ 規則（平成17年東北町規則第51号）第113条の規則による一般競争入札に参加できない者でないこと。
	⑤ 規則第115条の規定による一般競争入札の、公告の日から開札の日までの間において、東北町及び青森県の指名停止中でないこと。
	⑥ 町税の滞納がないこと。

地 域 要 件	町内に本社又は支店又は営業所が所在する業者であること。	
建設業許可 登録業種 工種別等級 等	① 東北町に令和7年度入札参加資格申請書を提出し、受理されている業者であること。	
	② 法第3条第2項中、別表第1に掲げる建設工事の種類のうち 次に示す許可があり、なおかつ有効となる（審査基準日より1年7ヶ月を経過していない）経営規模の審査を受けている業者とし、東北町建設業者工事施行能力審査規則において決定した、東北町建設業者等級名簿（公告日時点）の次に示す業種及び等級に登録されている業者とする。	
	建設業許可に関する事項	【一般もしくは特定建設業・土木一式工事】
	等級名簿に関する事項	【業種】 舗装 A級またはB級
※等級等わからない場合は、お問い合わせください。		
配置技術者 （様式第10号）	① 現場代理人、主任技術者を配置すること。	
	② 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の2者は兼任することができる。	
	③ 下請け金額が5000万円（建築では8000万円）以上の場合は、監理技術者を専任で配置すること。	
	④ 配置する技術者全員の資格者証等の写しと雇用状況が分かる書類の写し（個人を特定できる情報等は消して提出すること）。	
	⑤ なお、入札後から当該工事が完了するまでは、原則として変更を認めない。	
	⑥ ①～⑤に定める技術者について、臨時雇用の者は不可とする。	

第3項 設計図書等の縦覧等について

縦覧の期間及び場所		
	縦覧期間	【第1項に掲載】
	縦覧場所	東北町役場 財政課 工事検査係（本庁舎2階）
	縦覧確認書 （様式第3号）	東北町役場 財政課 工事検査係（本庁舎2階）に提出し確認印を押してもらう。 確認印を押印後、縦覧確認書（原本）を受取り、入札時の条件付一般競争入札参加資格確認申請書に添付し提出する。
	その他	縦覧関係書類及び入札関係書類はデータで渡しますので、USBメモリを持参してきてください。
質疑について		
	質疑受付期限	【第1項に掲載】
	質疑提出場所	建設課
	質疑方法	質疑応答書（様式第4号）により提出すること。
	質疑の回答	原則として質問者だけに、書面等により速やかに回答します。

第4項 入札及び開札について

入札会受付の日時及び場所	
受付日時	【第1項に掲載】
受付場所	東北町文化センター 1階 大集会室
その他	・代表者本人が入札者名簿に、業者名と氏名を記載し押印すること。 ・代理人が入札する場合は、代表者からの委任状(様式5)を提出し、業者名と代理人氏名を記載し押印すること。
入札当日に提出する書類	
・下記書類(①～⑥)を封筒(角形2号)に入れ、封印すること。 ・封筒の表には、工事番号、工事名、業者名を記載すること。(押印は不要)	
①	参加資格確認申請書(様式第2号)
②	建設業許可証明書(許可指令書)の写し
③	最新の総合評定値通知書の写し
④	配置予定技術者調書(様式第10号)
⑤	確認印のある縦覧確認書(様式第3号)
⑥	積算内訳書(記載金額は、入札書と同額でなくてもよい。)(様式第12号)
その他	
入札執行及び開札について	
入札執行日時	【第1項に掲載】
入札場所	東北町文化センター 1階 大集会室
入札回数	3 回 まで
入札者	入札は入札者の住所、氏名を記入した入札書(様式第6号)により行う。 代理人が入札をする場合は、予め委任された代理人とし、入札書へ記名押印すること。
開札	入札書の投函終了後

第5項 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金	免除とする。 入札保証金免除申請書の提出は不要とする。
契約保証金	契約金額の100分の5(1件200万円を超える工事の請負契約にあつては、10分の1)以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。 (1) 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

第6項 落札決定等に関する事項

落札決定	入札会においては、落札候補者の順番を決定することとし、入札日から起算して5日以内(休日を除く)に事前に提出された書類の審査を行う。
決定通知	落札決定後速やかに通知する。
落札者と しなかったとき	審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書によりその旨を通知するものとする。 前項の通知を受けた者は、同項の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、その理由について書面により問い合わせることができる。 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により回答するものとする。
その他	落札者及び条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知した以外の、入札参加者への周知については閲覧等によるものとし、通知は省略するものとする。

第7項 議会の議決について

議会の議決について	議決を必要としない。
-----------	------------

第8項 制限価格について

最低制限価格	あり。
低入札価格 調査制度価格	なし。

第9項 契約取り交わし等について

契約締結日	落札決定の日から7日以内に締結するものとする。 ただし、議会の議決を要する場合は、仮契約を締結し、議会の同意を得た後、契約の相手方とする旨の意思表示をした日とする。
契約金額	契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

第10項 入札辞退について

参加申込書を提出後、何らかの理由により辞退する場合は、入札会の前にあっては書面にて申し出ること。 ただし、入札書を投函後は、辞退することはできない。 入札参加の受付後、申し出の無いまま入札に参加しない場合は棄権とする。

第11項 入札の失格について

最低制限価格未満の額で入札した者。当該案件について以降の入札はできないものとする。

第12項 入札の無効について

次の各号に該当する入札は無効とする。当該案件について以降の入札はできないものとする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 指定された様式を用いない入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 同一工事の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 設計図書の縦覧をしない者がした入札
- (9) その他当該公告に記載された事項に違反した者、又は指定された提出書類の不備がある者においては、入札後であっても無効とする。

無効とした場合は、入札会の閉会前にあってはその旨を口頭で伝えるものとし、閉会後の場合は書面によりその旨を通知するものとする。

第13項 その他必要事項

入札結果閲覧の日時及び場所	
閲覧期間	落札決定後速やかに行い、閲覧期間は1年間とする。
閲覧場所	東北町役場本庁舎 財政課 工事検査係
閲覧事項	入札者名、入札価格及び最終入札結果等を記載した書類。 落札者としなかったときの業者名及びその理由を記載した書類。 なお、予定価格は本契約締結後に公表する。
その他	・閲覧者名簿に氏名等を記載する。 ・ホームページと併用し公表する。
入札会にあたって	
	規則に定める入札心得を遵守すること。

●その他お知らせ等がある場合には、ホームページにてお知らせする場合がございますので随時確認をお願いします。

問い合わせ先 東北町役場 財政課 工事検査係
TEL 0176-56-4068(内232)
FAX 0176-56-3110